

利用規約【別紙 B】情報共有システム(以下、システム)利用料金表

I. システム利用料金	
1) 利用料金単価	登録工事1件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)とします
2) 算定基準	工事請負契約に基づく工事期間(以下「契約工期」という。)を基準とし、利用料金を算定します。 なお、算定にあたっては、31日を1ヵ月とします。
3) 算定方法	契約工期の開始日から終了日までの利用期間を日数に換算し、31日で除算したもの(端数切上げ)を利用料金単価に乗じて利用料金を算定します。
4) サービス期間	契約工期終了後2ヵ月間は、文書の修正や追加登録ができるようにフォロー期間を設けています。 【ご注意ください】 サービス期間が完了しますと、システムに登録されている情報は消去されます。期間内に全ての文書提出作業を完了し、納品データを作成して下さい。
5) 追加利用料金	以下の場合には、利用料金が追加されます。
契約工期の延長	当初契約工期が変更となり工期が延長となった場合には、追加利用料金が発生します。 追加利用料金は、登録工事1件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)とし、当初契約工期と変更後の契約工期において算定した利用料金の差額を追加でお支払いいただきます。
契約工期終了後の継続利用	契約工期終了後、2ヵ月のサービス期間を超えてシステムを継続利用する場合の追加利用料金は、継続期間に対して、登録工事1件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)とします。
6) 利用料金の返金	以下の場合には、利用料金が返金されます。
契約工期の短縮	当初契約工期が変更となり工期が短縮となった場合には、契約工期変更の手続きにより、利用料金の差額を返金します。 返金する利用料金は、当初契約工期と変更後の契約工期において算定した利用料金の差額とします。(工期が短縮された場合においても、利用料金に差額が発生しない場合には返金は発生しません。)
契約工事案件の中止・中断	契約工事案件の中止・中断の場合の対応についても契約工期の短縮の場合と同様とします。
工事登録契約の解除	利用申込み後であって、工事利用開始日から31日以内かつシステム未利用の場合は解除手続きを行うことができます。 この場合、利用料金は全額返金とします。
工事登録契約の中途解除	システム利用開始後、なんらかの理由で利用を止める場合は、工事登録契約の中途解除手続きを行うことができます。 当初の利用料金と解除希望日にしたがって算出した利用月数による利用料金の差額を返金いたします。 ※差額の発生が無い場合、返金はありません。

Ⅱ. お支払いについて

- システム利用料金は、前払いとなります。
- 工事登録のお手続き後、「工事登録完了のお知らせ」メールを企業管理者のメールアドレスに発送します。このメールに、利用料金及び振込先が記載されています。内容をご確認の上、お振込をお願いいたします。
※ お振込の際には、ご請求書のお知らせメールに記載されております『請求番号』を、ご依頼人名の前に付加してご記入下さいますようお願いいたします。
- 追加利用料金のお支払いにつきましては、工期の延長もしくは継続利用のお手続き後、「工期変更の受付完了のお知らせ」もしくは「工事利用延長の受付完了のお知らせ」メールを企業管理者および現場代理人のメールアドレスに発送します。このメールに、追加利用料金及び振込先が記載されています。内容をご確認の上、メール発送日から 14 日以内にお振込をお願いいたします。
※ お振込の際には、ご請求書のお知らせメールに記載されております『請求番号』を、ご依頼人名の前に付加してご記入下さいますようお願いいたします。
- お支払いが確認できない場合、システムのご利用を停止することがあります。ご注意ください。
- お振込にかかる手数料につきましては、お客様のご負担となります。ご了承下さい。

Ⅲ. 利用料金の返金について

- 所定のお手続きにおいて、お振込先をお知らせいただいた日から 14 日以内に当組合よりご指定の口座番号に返金をいたします。
- 振込にかかる手数料につきましては、お客様のご負担となります。ご了承下さい。

以上